

## 竹田市週休2日工事実施要領

(趣旨)

### 第1条

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、竹田市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

なお、「週休2日工事」の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「週休2日工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

### 第2条

竹田市が発注する建設工事のうち設計金額が130万円を超える工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ その他発注者が指定する工事

(週休2日の定義)

### 第3条

本要領における「週休2日」とは、工事の着手前に4週間のうち6日から8日の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることができるものとする。

休日の形態は、下記のとおりとする。

(1) 一般土木事業及び建築・設備事業による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
- ② 4週7休：4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
- ③ 4週6休：4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事 休日等の考え方」による。

(2) 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第4条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、第3条「週休2日の定義」を反映させることとする。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙表示例）

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により休日の取得状況を取りまとめ、竹田市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

(5) 変更協議

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日（作業発生日の前後6日以内）を監督員へ報告の上、承諾を受けること。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の休日変更取得計画を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

(労務費・工事成績等の取扱い)

## 第5条

### (1) 労務費等の取扱い

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

市場単価方式による積算にあたっては、別記2に示す補正係数を乗じるものとする。

営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場制作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記によることとし、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。

(ア) 土木工事積算基準によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%

### (イ) 営繕工事

休日の形態	労務 費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休 (月単位)	1.04	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

### (2) 工事成績評定の取り扱い

上記「4 実施内容」に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

## 第6条 実施証明

週休 2 日を達成した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「週休 2 日実施証明書」(別紙 証明書様式)を発行するものとする。

#### 第7条 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

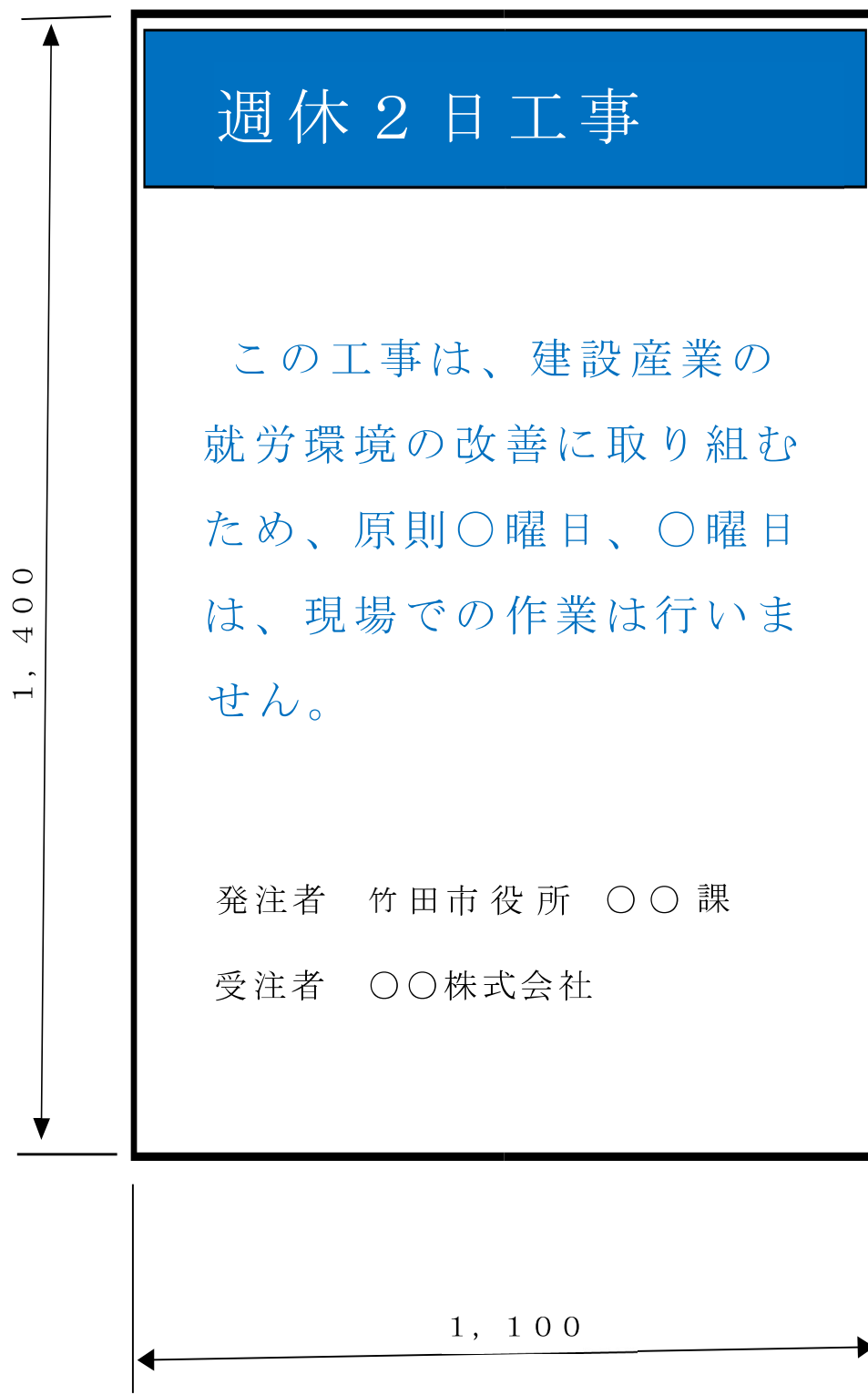
附 則 (令和6年4月1日)

令和6年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附 則 (令和6年6月30日)

令和6年7月15日以降に起案する工事に適用する。

別記1 表示例（工事看板）



様式第1号(第6条関係)

令和〇年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇 殿

竹田市長 土 居 昌 弘

## 週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度

工 期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

完成年月日：令和〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

4週8休を達成した。

4週7休を達成した。

4週6休を達成した。